四国コンクリート技術懇話会 会則

(名称)

第1条 本会は、四国コンクリート技術懇話会と称す。

(目的)

第2条 本会は、JCI 四国支部と人的交流及び情報交換を図り、もって、四国のコンクリート構造物及びコンクリート製品の品質の維持・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) JCI四国支部が行う事業の共催
 - (2) JCI四国支部が行う事業への協力と支援

(細則)

第4条 この会則に必要な細則は、幹事会において定める。

四国コンクリート技術懇話会 運用内規

第1章 会 員

(会員)

第1条 本会は、旧四国コンクリート研究会会員で構成する。

(会費)

第3条 本会では、年会費を徴収しない。但し、事業開催の都度必要な経費を徴収することができる。

(資格の喪失)

- 第4条 会員は、次の事由により、その資格を喪失する。
 - (1) 退会の届出
 - (2) 本会の目的達成を妨害する行為を行った時

第2章 役 員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1名

幹 事 若干名

- 2. 役員は、会員の互選によって選出する。
- 3. 必要に応じて幹事長をおくことができる。

(職務)

第6条 会長は、会務を総括する。

2. 幹事は、幹事会に出席し、本会の重要事項を審議・決定すると共に会の事業を運営する。

(任期)

第7条 役員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

(報酬)

第8条 役員は無報酬とする。

第3章 会 議

(種類)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- 2. 幹事会は、会長及び幹事で構成し、原則として年1回以上開催する。
- 3. 幹事のうち2名は、JCI四国支部拡大幹事会にオブザーバーとして出席する。

第4章 会 計

(経費)

第 10 条 本会の経費は、旧四国コンクリート研究会剰余金及び事業実施に伴う収入をもって支弁する。

2. JCI四国支部との共催及び支援事業経費は、本会が負担する。 (会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 本会の事務局は、JCI四国支部事務局がある組織・団体に置く。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第13条 本会の会則及び運用内規は、幹事会の議決により変更できる。